

(2) 群馬郡の「分割」をめぐる二つの史料

はじめに

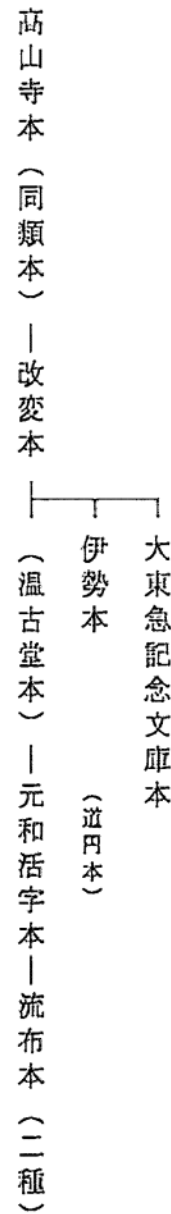
八世紀前半を中心に、活発な地域編成の作業が重ねられたが、天平期には沈静化し、以後国史には化内を対象とする「廃置国郡」関連記事が減少する。少なくとも九世紀以降の国史のレベルで「廃置国郡」といえば、王化に服さない東北辺境を対象とする政策と認識されていたようである。このことは、中央政権の相対的安定とも関係しており、地方を対象とする全般的な積極的政策が沈静化し、地域内部でも独自に既得権化した権利関係の、一時的な固定とも相関関係があるだろう(1)。地域の政治・経済情勢は、常に流動化していた。一貫して租税の軽減を求める地域住民と、隙あらばと収奪の強化をもくろむ中央派遣の官人と、彼らと結びつく在庁官人の三つどもえの関係の中で、新たな実体が次々と発生していたのである。

1、大東急記念文庫本『倭名類聚抄』

『倭名類聚抄』は周知の史料であって、源順によって撰せられた、承平年間(九三一〜九三七)頃成立とされる古代の百科辞書である。内容は多岐に亘るが、それらのなかでも特に「郷名」に関する部分は、古代史の分野でしばしば引用される。伝存する写本には数種あり、よく知られているのは「元和古活字本」とされる版本の系統(以下「流布本」と略す)である。しかし、弥永貞三氏が紹介したように(2)、国郡部では写本相互での異同が少なくなく、

特に川瀬一馬氏旧蔵で大東急記念文庫架蔵の一本（以下、「東急本」と略す）は、それらの内でも室町後期以前に遡る書写の二〇巻本で、最古の写本であるとされ、より原本に近い体裁を示すものであるらしい。

表 『倭名類聚抄』の写本（川瀬一馬氏による）



実物の現状については『古辞書叢刊』に付された川瀬一馬氏の解説が適当と思われるので、そのまま引用すると、「（前略）やや厚様の斐楮交漉の料紙の両面に書写し、原来粘葉装であったものを、慶長頃に褐色の空押模様の表紙を添えて袋綴に改めたものである。全館一筆書きで、頗る遠筆、每半葉六行、字面の高さ約六寸八分、大いさ縦八寸五厘（二十四・四センチメートル）、横五寸七分五厘（十七・五センチメートル）（以下、略）」

国郡部の基本的な記載様式は、およそ次のようなものである。

注 a

某国郡管数注 b

注 c

郡名①注 d 郡名② 郡名③ 郡名④

これも既に弥永によって紹介されているのだが、「流布本」のように続けて書かれているのではなく、

(1) 国名

(2) 郡の管数

(3) 郡名

が本来の記載内容としてあり、(1)・(2)をやや突出させた形で示した(3)を一行当たり四つずつ記した上で、

(4) 国名右肩注^a

(5) 郡の管数下注^b(二行書き)

(6) 郡名側注^c

(7) 郡名下注^d

の一連の注記がある程度の記載様式を守って付され、(1)～(3)を中心に見る限り、一頁当たり六行ずつ記載されている。

これらのことを踏まえた弥永の考察は、「志摩国府」の記載で注^aと注^dとに矛盾があることに端を発し、それらは単なる誤写と見るべきではなく、各々典拠とした史料を異にする記入時期の差によるとした。即ち注^aは、『倭名類聚抄』成立以前の九世紀後半に遡る可能性のあるものを含み、注^dはさらに後人が追補を行ったものである可能性のあることなどが指摘されている。

2、群馬郡の分割をめぐる注記

平安中期を対象とする研究のうち、特に在地の動向に触れるものに関しては、「荘園」関係の史料に基づく考察が比重を占めていることに気づく。それらに対する反省として、狭義にはその対極にあると考えられる「国衙領」に関する分析も、「大田文」などを使用して相当深化してきている(3)。

群馬郡の分割に関する古代の史料は限られているが、第一に注意したいのは、前述『倭名抄』国郡部である。特にその「流布本」で、「群馬」郡下に「久留末国分爲東西二郡府中間国府」とある注記は、現状では解説困難なように思われる。このことに関して、『大日本地名辞書』並びにこれを引くと見られる『前橋市史』第一巻は「久留末国分ちちて東西二郡となす」とする。また、『群馬県史』資料編四は「久留末、国分_ニ爲東西二郡」。府中間、国府」と返り点を付して一応の読みを示している。しかし、より原本の記載に近いと見られる東急本の注記に関しては、右に記した通りの特徴がある。

弥永貞三は、「上野国」の「群馬」郡部分にも、注 a に合致する注 d があるものとして一括されているが、一般的にはこうした注 d が郡名下にあるものが、「群馬」郡に関しては郡名右脇という例外的な位置にあるほか、幾つか変わった点があることについては特に言及されていない。記載形式からは、少なくとも次の三点が目につく。

①「久留末」は注 d に分類した「訓」であり、「国―為_ニ」以下は注 c に属するもので、恐らく本来同一時に書き込まれたものではない。

②①に関連して当該事例は、さらに他の注 c と異なり郡名右肩上より書き始めている。

③「国―為_ニ」以下について、「分」は明らかに後人の追補であつて、この記載自体少なくとも二時期に亘って書き込まれたものである。

先ず①について、記載形式を別とすれば『県史』が「久留末」とそれ以下とを別のものと解されたことは基本的に

正しい。「群馬」の音が「くるま」であったことは、「藤原宮出土木簡」に「上毛野国車評桃井里大贄鮎」とあることなどによって七世紀末まで遡及するものである。それが字面上「群馬」と改められたのは、著名な和銅六年（五）月甲子詔以降のことであつたらう。

①では単に注cとしたが、②で指摘した注記は、「東急本」全体を通じてもそう多くはないし、各々に必ずしも統一性が見られるわけでもない。管見では、弥永の析出した各注に関して、さらに次のように細分化する必要があるように思われる。

注 a — 国名右肩注

注 b — 管郡数下注（含「建国」等記事）

注 c I — 郡名側注（郡名側下）

注 c II — 郡名側注（郡名並行）

注 d I — 郡名下注（訓、含「一々音如」「一与同」等）

注 d II — 郡名下注（「国府」）

注 d III — 郡名下注（「今称」）

なお、注 d I と d III についてはさらに検討を要するが、その注の成立年代の根拠となる可能性が残るという点で注意されるのは注 d III としたものである。また、本稿の主題と直接関わってくるのは、注 c I と注 c II であるが、注 c II について。郡名と書き出しの揃うものは当該事例しかないのである。

③についてはもっとも重要な事実であると思われるが、「流布本」に知られる「分」は、省略「―」に関して付された後人の読みである。では省略されて不分明となった「国―」にはどのような語句を当てはめればよいのだろうか。「東急本」には、しばしばこの「―」という省略形が見られ、しかもそれはある程度の脈絡で省略を施しているのである。つまり、「行程」を「行―」、「本稻」を「本―」と省略するように、繰り返して出てきてその都度いちいち書かなくとも文脈上理解できる部分を「―」としているのである。これは書写を行った人の個性にもよるが、各道毎の終末付近などでは特に省略が目立ち、同じ内容でも各道の首部などでは、旧に復する様子がうかがわれる。「東急本」の書写檀家でそうした形を採った可能性が高い。

こう考えてくれば「国―為：」とする当該注の「―」についても、省略によって意味不明になる心配のない語句がかかれていたと見られ、「東急本」国郡部全体を通じて「国―」という省略で意味が通じる文言は「国府」以外なさそうである。このことは、先に述べたように当該注が「国府」の位置について言及する注^aと同様の記載形式を採るという事実とも符合してくるように思われる。

そのように考えて差し支えなければ、当該注は次のように復元できる。

国府為東西二郡府中間国府

当該注に「分」と追記された段階では、恐らくその当事者が省略の意味を理解できず、他の注^cなどでしばしば見られる「国分為：」や「：為東西二郡」といった文言にひかれて記入したと思われる、本来の当該注の成立よりも、少なくとも二段階は新しい時期のことであつたらう。そうであれば、他の注^cの多くが『倭名類聚抄』成立後の郡の分

立状況に関して追補するのと異なり、「国府」に関する内容を有し、『倭名類聚抄』成立段階に既に存在したと考えられる注 a と類似する傾向にあるというのも考えられないことではない。

しかし、右の復元案ではまだ意味が通じない。特に「(国)府」のような語が短文中に三カ所もあつていかにも不自然である。これらのうち書き出しの「国府」は外せないと思われるので、ほぼ全巻一筆ということで断定はできないが、末尾の「国府」がやはり「分」と同様に追補なのではなからうか。

以上を踏まえて私見を提示すれば

国府ヲ為スニ東西ニ郡府ノ中間ト

このように読んだ場合、問題になることが少なくとも二つある。

① 「郡府」という用例

② 「為ス」によつて示されるように「国府」の設定を問題としてるように読めること。

先ず①について、「郡府」の用例は「郡家」「郡衙」などと比較すれば史料上の頻度が低いが、絶無というわけではない。「郡府」関係の史料を整理した荒木敏夫氏によれば、平安期頃に主として見られる「郡家」に近い内容のものであり、「国府」と同様に概念としては存在したと思われるが、官撰の史書などではかなり意図的に削除されてしまっていることなどが指摘されている(4)。

次に②について、「国府」は古代を通じて固定的に存在したものであるという理解に疑義が提出されてきていることを挙げたい。義江彰夫は、平安後期以降の「常陸国府」に関する分析を踏まえながら、「国府」域は「方八町」と

されるような厳然たる区画を有さなかつたとする。また、近年発掘調査の進展した「下野国府」などの例に触れながら、「国府」推定地とされるものが全国的にも複数認められる場合があるが、それぞれが否定される可能性を有するのではなくて、時代毎の転移の事実を跡づけている場合がしばしばあることなどを指摘した(5)。また金田章裕氏も、異なった視点から同様の結論を導いている(6)。

こうした理解を援用すれば、近隣諸国と同様に「上野国府」もまた、同一地点に固定的に存在したと、盲信的に考えるべきでない可能性にも、考慮しておく必要がある。「上野国府」を中心に、三々四カ所に分置された「正倉院(東院・西院・小野院・八木院)」を中心として郡の分割が行われ、その際に施設面ではなく主として機能面で、国府の転移が実施されたのではないか。この「東院・西院・小野院・八木院」については、「上野国交替実録帳」の「国分二寺諸定額寺仏像経論資材雑具堂塔雑舎并府院諸郡官舎破損無実事諸郡官舎項」の「郡廳」部分に記載されている。このことは、単なる偶然ではあるまい。

3、所謂「上野国交替実録帳」諸郡官舎項に見える地域名称

また、長元三年(一〇三〇)頃成立とされる「上野国交替実録帳」(7)には、分割後の「群馬郡」の姿が記されている。「実録帳」で、僅かでも行政区分の名称が記されている部分は、次のようなものである。

- ① 年年交替欠穀額白塩未填無実事――
- ② (神社并学校院借像礼服祭器雑物破損無実事)――神社項
- ③ 国分二寺諸定額寺仏像経論資材雑具堂塔雑舎并府院諸郡官舎破損無実事――国分寺項
- ④ 同右――諸郡官舎項

以上のうち郷名を含む③を除くと、他は郡名段階までであるが、①と②と④の間には相互に異同がある。それらは具体的には次の二点である。

(ア) ②と④で「群馬郡」とあるものが、①では「東郡上条(東郡下条・西郡上条・西郡下条)」ないし「東上条・東下条・西上条(・西下条)」とあること。

(イ) ④で「片岡郡」とあるものが、①では「豊岡郡」となっていること。

言うまでもなく、『延喜式』や『倭名類聚抄』郡郷名によつて知られる名称は、②と④に見られる例であり、①の記載について地域に即して考える必要がある。『倭名類聚抄』成立段階の十世紀前半からすれば、十一世紀初頭の「実録帳」の示す内容は、さらに郡・郷の変質の進んだ段階であることは予想されるだろう。

(ア) について、既に指摘されているように、高崎市東部に展開する広域条里の基準となった「阡・陌」を基準に四分劃した結果と考えられる可能性がある。但し「阡」が国府の中心線となつていて、それが東西分割の基準線になったと考えられるかどうかは即断できない。それぞれの施設の建設時期と群馬郡の分割及び変質時期に大きな隔たりがあるからである。現状で、上野国府の全体規模を含む内容が不明確であるという問題もある。ひとつの可能性として考えておくべきだろう。ここでいう「条」は、対応する「里」が確認できない現状では、少なくとも「条里」の「条」と全く同じものではないことだけは確認しておきたい。

(イ) については、高崎市西部に現存地名としてある。『倭名類聚抄』郷名に含まれていない理由は明瞭ではないが、郷里制段階以降残存する通称地名であった可能性はある。烏川右岸の若田古墳群の所在する段丘上下に、大規模で充実した集落遺跡が展開しており、片岡郡の中心的集落になるだろう。もし片岡「郡家」があるとするれば、この場所が最有力候補ということになる。

若田古墳群には、各時期の内容豊富な古墳が継続的に造営されており、特に「平塚古墳―二子塚古墳―（築瀬二子塚古墳―）観音塚古墳」と続く三基の前方後円墳は、安中市築瀬二子塚古墳と併せて継続する首長墓系列を示す。なかでも上毛野地域最後の前方後円墳のひとつに数えられる観音塚古墳の内容は特筆される。東山道「駅路」が近隣を通過していた可能性が高く、碓氷川の谷から平野部へとつながる結節点的な位置を占めており、政治的な意義も大きな地点であったと見られる。

全体として、榛名山東南麓の高崎台地上の平坦地に関しては、利根川の変流以前で、上野国府周辺の景観が、現在の状況と大きな違いがあった可能性がある。やや時期差のある『上野国神名帳』の神社分布なども考慮する必要があるが、『倭名類聚抄』郷名比定地は郡内西部や北部に偏る傾向にあり、上野国府周辺や郡内東部では、遺跡の密度にもかかわらず比定地があまりない。従って、埋没条里や地番のみの設定の可能性もなくてはならないが、条里に基づいて均分四分割を実施したというのも、少し違うように思われる。

いずれにしても、平安中期頃実施されたとみられる群馬郡の分割は、実施されたという以上の事実確認が難しく、今後既出の資料の再検討及び今後新出資料との再構成によって、遺構・遺物の面で徐々に確認されてゆく性格の事実となるだろう。平安時代の地域像に関する考察は、史料の僅少によって殊更困難なものとなっているが、非常に微かな資料の徴表を見落とさないような、不断の問題意識が必要であると思われる。

上野国群馬郡の例に見るような「東・西・南・北」型の地域区分の再編成は、「前・中・後」や「上・下」を付す場合と異なっており、八世紀以前ではやや少ない。八世紀中葉以降、国家段階での行政区分の改編が、東北辺境地域を除くと活発には行われず、地域の実体に肉薄できるような史料が、刊本を中心に極端に限られていることにも関係している。今後は、まとまった木簡・墨書土器等の出土文字資料などへの傾斜が、徐々に強まるのだろう。六国史では次

の一例しか知られていない。

A 分美作国苦田郡為苦西苦東郡（『日本三代実録』貞観五年五月二十六日）

『倭名類聚抄』では、郡名・郷名とも分割後の形で掲載されており、こうした事例は他に後発することが明らかな名方郡以外見られないので、美作国苦田郡の分割が、この種の地域再編成の嚆矢と位置づけることができる。

また、分割時期の知られるものに次のような例がある。

B 寛平八年（八九六）九月五日分名方郡為名東西郡（『延喜式』民部頭注）

苦田郡の例と同様に『倭名類聚抄』では、郡名・郷名とも分割後の形で掲載されている。国郡部の「阿波国」国名下注に、名方郡分割の事実に触れるのは例外的である。但し、分割時期は明示しない。A・Bによって見る限り、こうした事例は、九世紀第四四半期以降増加するらしい。『倭名類聚抄』段階では僅かだが、次のような例を拾うことができる。

表 『倭名類聚抄』国郡部に見られる「東・西・南・北」型の地域再編成

| No. | 国名 | 郡名 | 構成郷名（※は郡内分別不能） | 分割 | 備考 |
|-----|----|----|-----------------------------------|----------|----------------|
| 1 | 河内 | 丹比 | ※依羅・黒山・野中・丹上・三宅・八下・田邑・蒼生・丹下・土師・狭山 | 丹南 丹北 | 『倭名抄』は、注に「為—」 |
| 2 | 和泉 | 和泉 | ※信太・上泉・下泉・軽部・坂本・池田・山直・八木・掃守・木島 | 和泉 泉南 | 『倭名抄』は、注に「為泉南」 |
| 3 | 摂津 | 百済 | 東部・南部・西部（・北部） | | （参考） |

| | | | | |
|--------------------|--------------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
| 筑前 | 阿波 | 美作 | 上野 | 甲斐 |
| 夜須 | 名方 | 苫田 | 群馬 | 山梨 |
| ※中屋・馬田・賀美・雲提・刈島・栗田 | 東―名方・新井・賀茂・井上・八万・殖粟 西―塚土・高足・土師・桜間 | 東―苫田・高野・綾部・美和・賀和・賀茂・林国・高倉 西―田中・田辺・田邑・布原・能〇・大野・香英 | 東―群馬・桃井・有馬・利新・駅家・白衣 西―長野・井出・小野・八木・上郊・群切・鳩名 | 東―於會・能呂・林戸・井上・玉井 西―石禾・安門・山梨・加美・大野 |
| 西 | 東 名西 | 西 名東 | 西 東 | 山梨西 山梨東 |
| 「倭名抄」は、注に「東西」 | 「倭名抄」郡名は、既に別郡で掲載。 | 「倭名抄」郡名は、注に「有東西」、 同郷名は別郡で表記。 | 上・下条に分割 上・下条に分割 | 「倭名抄」は、郷名注で東・西に郷を 振り分ける形を探る。 |

『和名類聚抄』郡郷名の年代観は、その自体の成立よりも若干遡及して、一般的に九世紀後半頃とされているので、これ以後各地で続々と進行する地域社会の変質が、萌芽的に示されていると思われる。こうした形は、大雑把に言えば十世紀前半以降盛行することになるのだろう。

個々の事例として「阿波国名方郡」については、「名東・名西」という形で本文に反映されている。国府は「名東郡」にあり、本来の郡の中心地は東部地域であったと見られるが、郷数も「東郡」が多く、必ずしも均分の分割ではないようである。なお、「美作国苫田郡」については、既述の郡名下注d1に相当するが、未だ本文には反映されていない。但し、郷名については東西二郡に分割されて記されており、「名方郡」の次の段階の状態を示す。さらに「山

梨郡」は、郡名でも郷名でも分割を明示せず、郷名の配列と注でそれとわかる状態であり、先行する二例に次ぐ進行状態である。他の事例については、東・西各郡に割り振られるべき郷名が判然としない状態である。従って、『和名類聚抄』の郡の方位による分割に関しては、表記上少なくとも四段階程度の時間差が認められる。

比較的まとまった『和名類聚抄』郡郷名では変化の萌芽的状况であり、頻度が低いこともあって、全般的な傾向を十分うかがうことはできないようである。

4、中世的郡・郷の再編

年代的には下降するが、近江国愛智上・下庄の係争にかかる貞永二年（一二三三）の「明法勘文」（近江大安神社文書）によれば、その内容は次のように整理できる。

謹問、

「仮令一庄之内、有二人之領主、相分上下知行之、於其課役者、兩人之領主均等勤之、所謂祀官之封戸米并恒例臨時之神用等也（中略）」

貞永二年四月 日

答、

「・弘仁二年（八一）三月三日云々、（中略、以下根拠法令列挙）」

・戸令応分条

・名例律

・ 闕訟律

・ 戸婚律

今就問狀案法意、上下領主契約之証文者、章条之所謂亡人存日之処分、証拠分明之署記也（中略）然則以実檢勘、等分領知、令勤神役、自叶理致而已、（下略）」

（『鎌倉遺文』七卷、四四七五号所収）

上方と下方（具体的には近江国愛智郡上庄・下庄）の領主間で、それぞれが領知する土地が、時間経過によって開墾程度に差が生じ、課税対象面積にも増減が発生したので、当初の契約内容に拘わらず、現段階で合理的に修正して欲しいという案件が、衛門府に属する明法博士（中原）の所に持ち込まれた。これ対して、過去の根拠法令を例示して現状に拘わらず「等分領知」との判断が示されている。全体として増加した部分を視野に入れつつ、領主の既得権保護が優先された判断であるといえよう。

右を「上・下」分割の典型的な事例とできるか問題はあるが、九世紀前半段階の徴税単位に、複数の領主が存在した場合に、徴税の必要から上・下に「均分」する形で発生し、地域区分にも準用されていたことが推測できる。既述のように、方位型の分割は「郡」単位で始まっているので、多少意味合いが異なるものであった可能性はあるが、地域区分にも準用されたことによつて、当初の厳密な区分が時期が下るほどに混交していったのではなからうか。

平安中期以降の各地の史料を通覧すると、全国的に郡・郷に限らない各種の別名的実体（8）（郡・郷・条・保）が発生し、律令制的な郡・郷の機能を部分的に継承しながらも、それを急速に蚕食してゆく様子がうかがわれる。単なる名称としての郡・郷は、その後もどうにか残存するが、実体としての郡・郷は、以前のそれとは全く違うものと

なっているのである。

このことは、具体的な事例としての「上野国交替実録帳」の記載の上では、群馬郡が「一郡一条」といった形になり、片岡郡相当の位置に「豊岡郡」なる新たな地域的実体が発生することで徴税に対応している。これらのことによつて知られるように、同列または類似した実体として各地で「条」や「保」などが多数見られるようになってくるとと密接に関係している（9）。

相当量に及ぶ地域的な偏差と時間幅の問題があるが、全国的な傾向を通覧するために、『平安遺文』（一部『鎌倉遺文』所収史料を含む）に散見される「機械的分割Ⅱ地域再編成」の事例を、畿内七道の地域順に整理してみると、次表のようになる。

表 『平安遺文』等に見える「方位」型及び「上・下」型に改編された地域名称

| 国名 | 郡的名称 | 構成地名 | 初出年 | 史料名・備考 |
|----|-------------------|---|-----------|---------------|
| 山城 | 宇治北郡山科郷 (宇治南郡) | 宇治・大国・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗 | 健保三(一一一五) | 藤原重家田地売券 |
| | | 蓼倉・栗野・上栗田・大野・下栗田・小野・錦部・八坂・ 烏戸・愛宕・出雲・賀茂 | 永久元(一一一三) | 玄蕃寮牒案 |
| | | 館「南里」 | 保元三(一一五八) | 醍醐寺領坪付案 |
| | | 館「北里」 | | |
| | (宇治郡)宮浦西里 | 宇治・大国・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗 | 永久元(一一一三) | 玄蕃寮牒案Ⅱ大山小山寮戸田 |

| | | | |
|--------------|---|-----------|---------------|
| (二条)宮浦東里 | 宇治・大國・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗 | 貞觀一三(八七一) | 醍醐寺障二 園背好男保有田 |
| (宇治郡)石雲之北里 | 宇治・大國・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗 | 貞觀一三(八七一) | 安祥寺伽藍演技資材帳 |
| (宇治郡)石原西里 | 宇治・大國・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗 | 永久元(一一一三) | 玄蕃寮障案 |
| (小野郷)船岡西里 | 橋頭・大岡・山田・川辺・葛野・川島・上林・樺原・高田 ・下林・綿代・田邑 | 保元元(一一五六) | 小野郷司藤井某注進文 |
| (葛野郡山田郷)曾休西里 | 橋頭・大岡・山田・川辺・葛野・川島・上林・樺原・高田 ・下林・綿代・田邑 | 長寛二(一一六四) | 藤原某所領堂社井田品等坪付 |
| (宇治郡)樺市西里 | 宇治・大國・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗 | 永久元(一一一三) | 玄蕃寮障案 |
| (二条)三条)樺市東里 | 保元三(一一五八) | 醍醐寺領坪津案 | |
| (御所内)推前東里 | 永久元(一一一三) | 玄蕃寮障案 | |
| (葛野郡)梅津上庄 | 橋頭・大岡・山田・川辺・葛野・川島・上林・樺原・高田 ・下林・綿代・田邑 | 治承元(一一七七) | 山城國長福寺縁起并資財帳 |
| (乙訓郡)物集北庄 | 山崎・鞆岡・長井・大江・物集・訓世・榎本・羽東・石作 | 保元二(一一五八) | 物厚新莊預所下文案 |
| 竹淵郷楡田下里 | 竹淵・奈美・那羅・水主・那紀・宇治・殖粟・栗隈・富野 ・押志・久世・羽栗 | 長寛二(一一六四) | 某莊田堵大江依行解 |
| (久世郡)楡田上里 | ・押志・久世・羽栗 | 長保三(一一〇一) | 渾定寺寺田流記帳 |
| (宇治郡)笠取西庄 | 宇治・大國・賀美・岡屋・余戸・小野・山科・小栗 | 長元七(一〇三二) | 太政官符民部省 |
| (宇治郡)笠取東庄 | 相樂・水泉・賀茂・大拍・蟹橋・祝園・下拍 | 康和二(一一〇〇) | 醍醐寺延命院檢校頼昭解 |
| (相樂郡)上船總東里 | 相樂・水泉・賀茂・大拍・蟹橋・祝園・下拍 | 安和二(九六九) | 法勝院領目錄 |
| (九条)上島西里 | | 貞觀六(八六四) | 山城國紀伊郡司解 |

| 大和 | (一三条)小野田東里 | | 延喜九(九〇九) | 秦岑吉直稻譜文享 |
|-------------|------------|--|-----------|--------------|
| (平群郡)窪田西庄 | 窪田南庄 | 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和國雜役免坪付帳 |
| (平群郡)一夜松南庄 | 一夜松北庄 | 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和國雜役免坪付帳 |
| (城下郡)菓子東庄 | 菓子庄 | 賀美・大和・三宅・鏡作・黒田・室原 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和國雜役免坪付帳 |
| (平群郡)額田東郷 | (額田西郷) | 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 | 永久五(一一一七) | 橘友則田地亮券 |
| 葛上北郷 | (葛上南郷) | 日置・高宮・牟婁・桑原・上島・下島・太坂・楮原・神戸 ・余戸・神戸・山直・高額・賀美・蓼田・品治・当麻 | 長保二(一〇〇〇) | 東大寺返抄 |
| (高市郡)巨勢西条 | 巨勢東条 | 巨勢・波多・檜前・久米・雲梯・大野 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和國雜役免坪付帳 |
| (平群郡)強木南庄 | 強木北庄 | 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和國雜役免坪付帳 |
| (城上)興田南庄 | 興田北庄 | 辟田・下野・大市・大神・上市・長谷・思坂 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和國雜役免坪付帳 |
| (宇智郡)今(井)西庄 | | 阿陀・賀美・那珂・資母 | 平治元(一一五九) | 大和國目代下知状案 |

| | | | | |
|-----------|-------------------------|--|-----------|--------------|
| 今南庄 | | | 安永二(一八三) | 興福寺政所下文 |
| 今東庄 | | | 治安四(一〇二四) | 多武峯妙樂寺解 |
| 広瀬北郷 | 城戸・上倉・下倉・山守・散吉・下句 | | 承暦元(一〇七七) | 太田大丸負田檢田帳 |
| 広瀬南庄 | | | | |
| 高市郡南郷 | 巨勢・波多・遊部・檜前・久米・雲梯・賀美 | | 長保二(一〇〇〇) | 東大寺灯油納所返抄 |
| 高市(郡)北郷 | | | 承暦二(一〇七七) | 大和国司庁立 |
| 山辺東庄 | 都介・星川・服部・長屋・石成・石上 | | 保延二(一一三六) | 鳥羽上皇院庁牒案 |
| 山辺郡南郷 | | | 康平元(一〇五八) | 尼誓妙解案 |
| 山辺郡北郷 | | | | |
| (宇智郡)二見南郷 | 阿陀・賀美・那珂・安母 | | 安元三(一一七七) | 僧定覚送状 |
| 十市郡西郷 | 飯富・川辺・池上・神戸 | | 天喜二(一〇五四) | 柴山寺牒 |
| 十市郡東郷 | 飯富・川辺・池上・神戸 | | 承保三(一〇七六) | 大和国武市郡司刀補等解案 |
| 城下郡西郷 | 賀美・大和・三宅・鏡作・黒田・室原 | | 長保二(一〇〇〇) | 東大寺返抄 |
| 城下郡東郷 | | | | |
| 城上北郷 | 辟田・下野・神戸・大市・大神・上市・長谷・思坂 | | 長承二(一一三三) | 権少僧都大神莊相博券案 |
| (城上南郷) | | | | |
| (十市郡)竹田南庄 | 飯富・川辺・池上・神戸 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 竹田東庄 | | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |

| | | | |
|-----------|----------------------|-----------|---------------|
| 竹田北庄 | 都介・星川・服部・長屋・石成・石上 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| (山辺郡)長屋西庄 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 長屋中庄 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 長屋東庄 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| (山辺郡)田倍西庄 | 部介・星川・服部・長屋・石成・石上 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 田倍南庄 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 田倍東庄 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 添上郡南郷 | 山村・楮中・山辺・楊生・八島・大岡・大宅 | 長保二(一〇〇〇) | 東大寺白米納所収納帳 |
| 添上中郷 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| (添上郡北郷) | | | |
| (城下郡)八条南庄 | 賀美・大和・三宅・鏡作・黒田・室原 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 八条北庄 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 平群郷東条 | 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 | 保延三(一一三七) | 東大寺華嚴会床廻免田注文案 |
| (平群郷西条) | | | |
| (城下郡)糸井南庄 | 賀美・大和・三宅・鏡作・黒田・室原 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 糸井北庄 | | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| (平群郡)飽波西 | 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 |
| 飽波東郷 | | 元永二(一一一九) | 藤原清末田地売券 |

| | | | | |
|----|---|--|---|---|
| | <p>(城上郡)野辺北庄 (広瀬郡)右田北庄 (城上郡)楊本南庄 楊本北庄 (平群郡)立野下庄 (平群郡)竜田東条 (添上郡)櫛(本)北庄 (宇陀郡)高井下庄 高井上庄 (平群郡)馬司下庄 馬司上庄</p> | <p>辟田・下野・大市・大神・上市・長谷・思坂 城戸・上倉・下倉・山守・散吉・下旬 辟田・下野・大市・大神・上市・長谷・思坂 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田 漆部・伊福・浪坂・多気・笠間 那珂・飽波・平群・夜麻・坂門・額田</p> | <p>延久二(一〇七〇) 延久二(一〇七〇) 延久二(一〇七〇) 延久二(一〇七〇) 永万二(一一六六) 延久二(一〇七〇) 延久二(一〇七〇) 康和五(一一〇三) 元久元(一二〇四) 安貞二(一一二八)</p> | <p>興福寺大和国雑役免坪付帳 興福寺大和国雑役免坪付帳 興福寺大和国雑役免坪付帳 興福寺大和国雑役免坪付帳 某寺所司等解 興福寺大和国雑役免坪付帳 大和国櫛北莊稻吉名負田坪付 九条兼実置文※ 額安寺別当某積状</p> |
| 河内 | <p>交野南条 (交野北条) 志紀南条 志紀北条 若江北条 若江南条 石川西条</p> | <p>三宅・田宮・岡田・岡本・山田・葛葉 長野・拜志・志紀・田井・井於・邑智・新家・土師 弓削・刑部・新治・巨麻・川保・錦部・余戸 佐備・紺口・雑居・大國</p> | <p>延久四(一〇七四) 延久四(一〇七四) 延久四(一〇七四) 延久四(一〇七四) 仁治元(一二四〇) 寛治元(一〇八七)</p> | <p>太政官藤石清水八幡宮護國寺 太政官藤石清水八幡宮護國寺 太政官藤石清水八幡宮護國寺 河内金剛寺三綱等寄進状案 河内国司庁立案</p> |

| | | | | |
|---------------------------------|---|---|--|--|
| 撰津 | 石川東条 丹南郡 丹比西条郡 大島郡和田上条 和田中条 | 依羅・黒山・野中・丹上・三宅・八下・田邑・蒼生・丹下 ・土師・狭山 大島・日部・和田・上神・大村・土師・埴田・石津・塩穴 ・常渡 | 天喜五(一〇五七) 承安二(一一七二) 仁平四(一一五四) 健保二(一二一四) | 竜泉寺氏人等解 佐伯景弘持經者注進状 ○羅婆俱舍念誦略次第 大中臣助綱山野等寄進状案※ |
| (東成郡)榎並下庄 榎並上庄 | 古市・郡家・酒入・味原・余戸 | 保元二(一一五七) | 撰津國榎並莊相承次第 | |
| 川辺南条 (川辺北条) | 雄家・山本・為奈・郡家・楊津・余戸・大神・雄上 | 仁安三(一一六八) | 沙弥盛僧私領相博状案 | |
| 垂水西牧 垂水東牧(吉志部村) | 賀美・児屋・武庫・石井・曾弥・津門・広田・雄田 | 長寛二(一一八四) | 撰津國定使藤井貞宗重申状 | |
| 武庫東条 武庫西条(船江村) | 養和元(一一八一) | 嘉祿元(一二二五) | 僧良僧田地免券※ 草部時末田品免券 | |
| (豊島郡)北条赤穂村 (豊島郡)荻野北庄 荻野西庄 | 養和元(一一八一) 承久二(一一九〇) | 貞永元(一二三二) | 慈円書状※ 沙弥僧譽品寄進状※ | |
| (豊島郡)棕橋西庄 棕橋東庄 | 泰上・泰下・駅家・豊島・余戸・桑津・大明 | 建久八(一一九七) | 関白(藤原基道)春日新雜事定文※ 撰津垂水西牧榎木坂郷田品取状※ | |
| | 泰上・泰下・駅家・豊島・余戸・桑津・大明 | 文治五(一一八九) | | |

| | | | | |
|----|--|---|--|--|
| 伊賀 | (伊賀郡)大内西庄 大内東庄 | 阿保・阿我・神戸・猪田・大内・長田 | 元久元(一一〇四) 安貞二(一一二八) | 九条兼實置文※ 伊賀国役夫工備使解状※ |
| 伊勢 | 安(渡)西郡 安野東郡 安濃西郡 (桑名郡)播磨島東庄 | 建部・村主・内田・英太・跡部・長屋・石田・塚屋・片泉 野代・桑名・額田・尾津・熊口 | 永保二(一一八二) 文治二(一一八五) 元久二(一一〇五) 延暦二〇(八〇二) | 大和国崇敬寺聯 醍醐寺文書目錄 豐受太神宮神主解案※ 多度神宮寺伽藍縁起資財帳 |
| 尾張 | 海(部)東郡 (海部西郡) 春日部東郡(篠木郷) (春日西郡) | 新屋・中島・津積・志摩・伊福・島田・日置・三刀・物忌 ・三宅・八田 池田・柏井・安食・山村・高苑・余戸 | 天承二(一一三二) 天養元(一一四四) | 尾張国山名庄下司等解 尾張国庁宜留守所 |
| 三河 | (幡豆郡)西条 (幡豆郡)吉良西庄 (吉良東庄) | 能東・八田・意太・磯伯・大川・大積・新島・修家 | 治承元(一一七七) 建長二(一一五〇) | 皇嘉門院願状 九条道家惣処分状 |
| 遠江 | 西郷 羽鳥西庄 羽鳥東庄 城(飼)東郡 (城飼西郡) | 加美・新井・荒木・河上・高橋・新野・鹿城・朝夷・松淵 ・土形・狭東 | 永暦元(一〇七七) 建久三(一一九二) 寛治三(一一八九) | 東大寺仏聖米返抄 後白河院序下文案※ 散位藤原致雅寄進状案 |

| | | | | |
|----|---|--|--|---|
| 下總 | 印東庄 (印旛西部) | 八代・印旛・香美・三宅・長限・烏矢・吉高・松徳・日理 ・村神・余戸 | 久尙三(一一五六) | 下總国印東庄郷司村司交名 |
| 上總 | 長柄北郡 (長柄南郡) 伊(隅)南庄 伊(隅)北 周(准)西部 武射北郷 | 雨密・蘆道・荒田・長快・白羽・余戸 刑部・管見・車持・兼陀・柏原・谷部 山家・山名・額田・三直・丸田・湯坐・藤部・勝部・勝川 巨備・加毛・理倉・狎狹・長倉・畔代・片野・大藏・新居 ・新屋・横屋 | 建長二(一一五〇) 承久二(一一二〇) 承久二(一一二〇) 健保四(一一一六) | 將軍藤原頼經袖判下文 上總介清国書狀※ 某書狀※ 關東御教書案※ |
| 武藏 | 埼(玉)西郡 (埼玉東郡) (多摩)西部船木田庄 入(間)西部 | 大田・笠原・草原・埼玉・余戸 小川・川口・小楊・小野・新田・小島・海田・石津・粕江 麻羽・大家・郡家・高階・安刀・山田・広瀬・余戸 | 治承五(一一八一) 仁平四(一一五四) 承元四(一一一〇) | 源頼朝下文 如法經 沙弥行運古代行平願狀※ |
| 甲斐 | 山東郡 (山梨西部) | 於會・能呂・林戸・井上・玉井 石禾・衣門・山梨・加美・大野 | 康和五(一一〇三) | 山梨県勝沼町出土經筒銘 |
| | 西郷 生恵里 (榛原郡)生恵東里 | 賀治・栗家・榛原・大江・細江・神戸・船木・勝田・相良 | 建久三(一一九二) 大治四(一一二九) | 後白河院序下文案※ 遠江国賀侶荘立券文案 |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 近江 | 常陸 | |
| <p>愛智東郡 (愛智西郡)</p> | <p>(新治郡)西郡南条 那珂西郡 那珂東郡 (久慈郡)佐都西 佐都東郡 (茨城郡)小鶴南庄</p> | <p>印西条 葛西厨 (葛飾東郡) 壇生西 匝埜南庄 匝埜北条</p> |
| <p>蚊野・八木・大國・長野・平田・養父</p> | <p>坂門・竹島・沼田・伊織・博多・巡廻・丹波・大幡・新治 ・下真・巨神・井田 入野・朝妻・吉田・岡田・安賀・大井・河内・川辺・常石 ・全隈・日下部・志万・阿波・芳賀・石上・鹿島・茨城・ 洗井・那珂・八部・武田・幡田 岡田・八部・倭文・高月・助川・美和・志万・真野・神前 ・父来・大田・山田・河内・楊島・世夫・佐竹・高市・ 木前・佐野・都口・余戸</p> | <p>度毛・八島・新居・桑原・栗原・豊島・余戸・駅家 野田・長尾・辛川・千俣・山上・幡間・石室・匝埜・須加 ・大田・日部・玉造・田部・珠浦・原口・栗原・茨城・ 中村</p> |
| <p>永久四(一一一六)</p> | <p>元久元(一一〇四) 文治三(一一八七) 建曆三(一一一三) 建曆三(一一一三) 建曆三(一一一三)</p> | <p>建久八(一一九七) 永万元(一一六五) 建久八(一一九七) 文治二(一一八六) 寛元元(一一四三)</p> |
| <p>大般若經</p> | <p>九条兼実證文※ 源頼朝家政所下文常陸國奥郡</p> | <p>太政官藤安樂丹院 左弁官下常陸國宣旨案 左弁官下常陸國宣旨案 左弁官下常陸國宣旨案 香取神宮遷宮用途注進状※ 占部安光文書紛失状案 香取神宮遷宮用途注進状※ 関東知行国乃買未済荘々注文 下総香取宮造宮所役注文</p> |

| | | | |
|----------------|--|-----------|-------------|
| 愛智下庄 | | 貞永二(一一三三) | 明法勘文※ |
| 愛智上庄 | | | |
| 犬上東郡 (犬上西郡) | 神戸・田可・沼波・高宮・尼子・甲良・安食・清水・寶田 ・青根・駅家 | 仁安二(一一六七) | 近江国大番舍人僧良命解 |
| 甲賀東郡 (甲賀西郡) | 老上・夏身・山直・藏部 | 康平元(一〇五八) | 近江国雜掌泰安成解 |
| 広瀬南庄 | | 安元二(一一七六) | 八条院領目録 |
| 高島南郡 | 神戸・三尾・高島・角野・木津・桑原・善積・川上・大處 ・網結 | 康平元(一〇五八) | 近江国雜掌泰安成解 |
| (高島北郡) | | | |
| (高島郡)黒田江西庄 | | 天祿三(八七二) | 伊賀国阿拜郡司解 |
| 神崎西郡(保) | 高屋・神崎・駅家・神主・垣見・小社・小幡 | 康平元(一〇五八) | 近江国雜掌泰安成解 |
| 神崎東郡(保) | | 建暦三(一一八六) | 慈鎮所領贖状案※ |
| 浅井西郡 | 岡本・田根・湯次・大井・川道・丁野・錦部・連水・益田 ・新居・都宇・朝日・塩津 | 康平元(一〇五八) | 近江国雜掌泰安成解 |
| 浅井東庄 | | 寛治八(一〇九四) | 官宣旨 |
| 坂田南郡 | 大原・長岡・上坂・下坂・細江・朝妻・上丹・阿那・駅家 | 康平元(一〇五八) | 近江国雜掌泰安成解 |
| 坂田北郡 | | 長寛二(一一六四) | 左弁官下近江国 |
| 蒲生下郡 | 東生・西生・必佐・篠田・篠筋・大島・松木・安吉・桐原 | 承保元(一〇七四) | 近江国嶋庄司解 |
| 蒲生上郡 | | 承保元(一〇七四) | 近江国嶋庄司解 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>上野</p> <p>(群馬)西上条 (群馬)東下条</p> | <p>信濃</p> <p>(高井郡)西条 塩尻西条 (塩尻東条) 二吉北郷</p> | <p>美濃</p> <p>(池田郡)泉江西庄 泉恵中庄 船木田庄西方 船木田庄東方 蜂屋南庄 蜂屋北庄</p> | <p>野洲南郡 野洲北郡 栗太南郡 栗太北郡 志賀南郡 志賀北庄</p> |
| <p>長野・井出・小野・八木・上郊・畦切・島名・群馬・桃井 ・有馬・利刈・駅家・白衣</p> | <p>穂科・小内・稲向・日野・神戸</p> | <p>額田・壬生・小鳥・伊福・春日・池田</p> | <p>三上・敷智・服部・明見・邇保・篠原・駅家 物部・治田・木川・勢多・梨原 古市・真野・大友・錦部</p> |
| <p>長元元(一〇二八)</p> | <p>建長三(一一五二) 建久二(一一九一)</p> | <p>建久二(一一九一) 元久元(一二〇四)</p> | <p>長保三(一〇〇二) 寛治八(一〇九四) 康平元(一〇五八) 天承元(一一三一) 貞応二(一二二三) 天福二(一二三四)</p> |
| <p>上野国交替裏録帳</p> | <p>某下文 前右大臣(源頼朝)家政所下文 将軍藤原頼經家政所下文案</p> | <p>長講堂所領注文※ 美濃船木荘文書紛失状案※</p> | <p>後白河院院廳下文案 慈源所領注文※ 平国時田地売券※ 近江国司庁宜栗太北郡司 近江国雄掌泰安成解 官宣旨案 近江国符野洲南郡司</p> |

| | | | | | | |
|-----------------------------|---|---|--|--------------------|--|---|
| <p>(群馬)東上条 (群馬西部下条)</p> | <p>下野 那須上庄</p> | <p>陸奥 (磐城郡)好嶋西庄 (好嶋東庄)</p> | <p>若狭 (遠敷郡)西郷 (遠敷郡)中手西郷 中手東郷 (遠敷郡)東郷</p> | <p>山東庄 山西庄</p> | <p>(遠敷群)名田上庄 名田下庄</p> | <p>越前 (大野郡)牛原南庄 牛原北庄 丹生北郡 (丹生南郡)</p> |
| | <p>那須・大筋・熊田・方田・山田・大野・茂武・三和・全倉 ・大井・石上・黒川</p> | <p>蒲津・丸部・神城・荒川・口和・磐城・飯野・小高・片依 ・白田・玉造・楮葉</p> | <p>遠敷・丹生・玉置・余戸・安賀・野里・神戸・志摩・佐文 ・木津・阿桑</p> | | <p>遠敷・丹生・玉置・余戸・安賀・野里・神戸・志摩・佐文 ・木津・阿桑</p> | <p>野田・上家・川合・利刈・毛屋・加美・資母・出水・大山 賀茂・野田・丹生・岡本・泉・從省・可知・朝津・三太</p> |
| | <p>承久三(一一二二一)</p> | <p>宝治二(一一二四八)</p> | <p>大治元(一一二六) 大治元(一一二六) 大治元(一一二六) 大治元(一一二六) 大治元(一一二六)</p> | <p>建久七(一一九六)</p> | <p>承久三(一一二二一)</p> | <p>保元元(一一五六)</p> |
| <p>関東下知状案※</p> | <p>光西(伊賀光宗)置文</p> | <p>若狭国恒枝名田坪付帳案 源某所領処分状 源某所領処分状</p> | <p>若狭国御家人注進案※</p> | <p>関東下知状案※</p> | <p>越前国牛原荘飾器支配符案 ※「中夾所」あり</p> | <p>権大僧都顯一解</p> |

| | | | | |
|----|----------------------|--|------------------------|---------------------------|
| 加賀 | (江沼郡)南郷 | 粟田・荒泊・高向・磯部・長畝・高屋・坪江・福留・海部 ・川口・堀江・余戸 安味・額田・足羽・草原・少名・江上・井手・中野・岡本 ・江沼 | 建久二(一一九一) | 長講堂所領注文※ |
| 能登 | (鳳至群)大屋庄西保 東保 | 忘浪・山背・竹原・額田・郡家・三枝・菅浪・長江・八田 榎・小豆・待野・余戸 | 承久三(一一二一) | 能登園田款注文 |
| 丹波 | 多紀西果(河内郷) (多紀東郡) | 草上・宗部・真雜・河内・神田・榛原・余戸・日置 賀美・押師・八田・吉美・物部・吾雀・小橋・高殿・私部 ・栗村・高津・志麻・文井・後部・余戸・三方 | 康平四(一〇六二) | 丹波園大山莊坪付案 |
| 因幡 | 海別里西里 | 朝酌・山口・千染・美保・方結・賀知・多久・生馬・法吉 ・千酌 | 承和九(八四二) | 東大寺高庭莊損益帳 |
| 出雲 | (島根郡)西条伊馬郷 長田東郷 | 朝酌・山口・千染・美保・方結・賀知・多久・生馬・法吉 ・千酌 | 康治二(一一四三) | 太政官藤安樂除陰 |
| 伯耆 | 河村東郷 會東郡 (會西郡) | 日下・細見・美濃・安藝・巨勢・蚊屋・天萬・千太・會見 ・昆川・鴨部・半生 | 康和五(一一〇三) 承安二(一一七二) | 鳥取県倭文神社經筒銘 鳥取県大山寺鉄製蓮子銘 |

| 奥作 | 播磨 | | |
|---|---|--|---|
| (勝田)北郡 (勝田南郡) | 武庫郡東条 | 飾(磨)東郡 飾磨西郡 西部(阿居郷) 揖(保)西郡(揖保郷) | 賀(古)東郡 (賀古西郡) (賀茂群)在田上庄 在田下庄 (明石郡)住吉上保 住吉下保 (揖保郡)福井庄西保 福井庄東保 |
| 勝田・飯岡・塩湯・増月・香美・吉野・広岡・豊国・新野 ・賀茂・広野・河辺・鷹取・和気 | 菅生・余戸・英賀・伊和・辛室・大野・英保・三野・六無 ・迎達・巨智・平野・草上・周智 来栖・香山・越部・林田・桑原・布勢・上岡・揖保・大市 ・大田・新田・余戸・浦上・小宅・広山・大宅・石見・ 中臣・神戸 | 三重・上鴨・穂積・川内・酒見・大神・住吉・川合・夷摩 葛江・明石・住吉・神戸・邑美・垂見・神戸 | 望理・長田・住吉・余戸 中臣・神戸 中臣・神戸 望理・長田・住吉・余戸 |
| 延久三(一〇七一) | 建永二(一一〇七) | 貞応元(一一二五) 寛元三(一一四五) 貞応三(一一二七) 天福元(一一三三) | 長元七(一一〇三四) 天曆四(九五〇) 康平二(一一〇五九) 康平二(一一〇五九) 康平二(一一〇五九) |
| 岡山県高福寺瓦経銘 | 河内通法寺領注文案※ | 六波羅下知状案※ 播磨福井庄西保田数注進案 | 東大寺封戸荘園寺用帳 七条令解 播磨國東大寺領品注進状 播磨國東大寺領品注進状 左弁官下紀伊國高野山 左弁官下播磨國宜旨※ |

| | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|--|--|---|--|
| <p>(久米郡) 稻岡南庄 河内南庄</p> | <p>備中 万寿西庄 万寿東庄</p> | <p>備後 西条</p> | <p>安芸 安(芸)北郡 安芸南郡 佐(波)東(本)郡 (佐波西部) (高田郡)西条 (左東部)本安南郡</p> | <p>長門 厚東郡 (厚狭西部) 豊(浦)西部 豊東郡</p> | <p>紀伊 (那賀郡)鎌垣西村 (那賀郡)鎌垣東村 (名草郡)山東郷</p> |
| <p>大井・倭文・錦織・長岡・賀美・弓削・久米</p> | | | <p>漢弁・彌理・河内・田門・幡良・安芸・松木・養限・安瀨 ・ 塚家・宗山 養我・種篁・縁井・若佐・伊福・桑原・海・○濃・建管・ 塚家・大町・土茂 三田・豊島・風連・麻原・川立・船木・粟屋</p> | <p>見穂・小幡・厚狭・久喜・二處・神戸・塚家・良田・松室 田部・生倉・室津・額部・塚家・栗原・日内・神田</p> | <p>神戸・右手・福門・那賀・荒川・山崎・塩崎 大屋・直川・苑部・大田・大宅・忌部・離戸・断金・塚家</p> |
| <p>仁平元(一一五一) 建久四(一一九三)</p> | <p>義和元(一一八一)</p> | <p>永万二(一一六六) 保延五(一一三九) 建久九(一一九八) 長寛二(一一六四)</p> | <p>长元三(一一〇三) 文治元(一一八六) 建仁三(一一〇三) 正暦二(九九一)</p> | <p>長承元(一一三二)</p> | |
| <p>源義國寄進状 左弁官下賀茂別當社宣旨※</p> | <p>後白河院序下新熊野所司等</p> | <p>後白河院序下備後國在序官人文案 安芸國藤原成孝讀状 左弁官宣旨下安芸國※ 清原清末田島等寄進状</p> | <p>安芸國高田郡司解 關東下知状案※ 大阪市鶴満寺銅鐘銘</p> | <p>源範朝下文案※ 長門國司序宣案※ 太政官符紀伊國司</p> | <p>院序藤紀伊國衙</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|--------|----------|----------------------------|-----------|----------|----|---------------------|----------------------------|-----------|--------|---------------------|------|----------------|-----------|------------|-----------|----------------------------|-----------|------------|-----------|----------------|----------|----------|-----------|----------------------------|---------------------------|-------------|----------------------|-----------|-----------|------|-----------|--------------------------|---------------------------|
| 畿 岐 | 香東条 | 香(川)西条 | 飯田・百相・笠居 | 大原・井原・多配・大田・笑原・坂田・成相・河辺・中間 | 康治二(一一四三) | 太政官藤安樂尙陰 | 阿波 | (板野郡)登島西庄 (登島東庄) | 松島・津屋・高野・小島・井隈・田上・山下・全戸・新屋 | 康治三(一一四四) | 法印某下文案 | (伊都郡)隅田北庄 (隅田南庄) | 和佐上郷 | 神戸・賀美・村主・指理・桑原 | 宝治二(一二四八) | 紀伊隅田北庄檢注取帳 | (名草郡)和佐下郷 | 大屋・直川・苑部・大田・大宅・忌部・難戸・断金・塚家 | 嘉祿三(一二二八) | 藤原某所領寄進状案※ | (那賀郡)石垣上庄 | 吉備・温笠・英多・奈郷・須佐 | 正暦四(九九三) | 紀伊国符在田郡司 | (在田郡)石垣下庄 | ・野心・津麻・神戸・国懸・島神戸・有真・大屋・八荒賀 | ・大野・且来・日前神戸・伊太・并曾・神戸・須佐神戸 | 那賀郡名手郷)長田下村 | 神戸・右手・福門・那賀・荒川・山崎・塩崎 | 平治元(一一五九) | 紀伊国司庁立留守所 | 長田上村 | (名草郡)和佐下郷 | 大野・且来・日前神戸・伊太・并曾・神戸・須佐神戸 | 野心・津麻・神戸・国懸・島神戸・有真・大屋・八荒賀 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------------------------------|--|------------------|---|
| <p>(阿野郡) 鴨部下庄 鴨部上庄</p> | <p>新居・山田・羽床・甲知・鴨部・氏部・山本・林田・松山</p> | <p>寛喜二(一一三二)</p> | <p>宗清置文※</p> |
| <p>筑前 嘉麻南郷 嘉麻北郷</p> | <p>草壁・三緒・大村・綱別・馬見・碓井</p> | <p>長和三(一〇一四)</p> | <p>筑前国符嘉麻南郷司</p> |
| <p>糟屋西郷 (糟屋東郷)</p> | <p>三坂・葛田・土師・堅督・徳波</p> | <p>寛弘二(一一〇五)</p> | <p>筑前国符糟屋西郷司</p> |
| <p>夜須東郷 (夜須西郷)</p> | <p>中屋・馬田・賀美・雲提・刈島・栗田</p> | <p>治安二(一〇二二)</p> | <p>筑前国符夜須東郷司</p> |
| <p>宗形東郷</p> | <p>秋・山田・怡土・荒自・野坂・荒木・海部・席内・深田・ 護生・辛家・小荒・大荒・津九</p> | <p>健保五(一一二七)</p> | <p>大藏季秀蹟状※</p> |
| <p>那珂西郷 那珂東郷</p> | <p>田来・日佐・那珂・良人・海部・中島・三宅・山口・板曳</p> | <p>文治三(一一八七)</p> | <p>筑前国糟屋西郷那珂西郷坪付碓守 宗清・教清連署処分状案※</p> |
| <p>豊前 中津郡西郷</p> | <p>皆見・口見・城井・狭慶・高屋・中臣・仲津・高家</p> | <p>建暦三(一一一三)</p> | <p>豊前大根河社神事次第写※</p> |
| <p>肥前 (佐嘉郡) 山田東郷 山田西郷</p> | <p>城崎・巨勢・深溝・小津・山田</p> | <p>承安三(一一七四)</p> | <p>清原兼平實地去状案 大法師榮賢解状※</p> |
| <p>(佐嘉郡) 深溝南郷 深溝北郷</p> | <p>城崎・巨勢・深溝・小津・山田</p> | <p>建久七(一一九六)</p> | <p>僧賢秀寄進状案※</p> |
| <p>基肄南郷</p> | <p>姫社・山田・基肄・川上・長谷</p> | <p>文治二(一一八六)</p> | <p>源頼朝下文案※</p> |
| <p>基肄南郷</p> | <p>姫社・山田・基肄・川上・長谷</p> | <p>文治三(一一八七)</p> | <p>源頼朝下文案※</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>(基肄北郷)</p> <p>杵島西郷</p> <p>杵島北郷</p> <p>杵島南郷</p> <p>松浦西郷</p> <p>(松浦東郷)</p> <p>高来西郷</p> <p>三根西郷</p> <p>三日月東郷</p> <p>三日月西郷</p> <p>(佐嘉郡)小津東郷</p> | <p>多駄・杵島・能伊・島見</p> <p>庇羅・大沼・鎭嘉・生佐・久利</p> <p>山田・新居・神代・野鳥</p> <p>千栗・物部・米多・財部・葛木</p> <p>城崎・巨勢・深溝・小津・山田</p> | <p>天曆五(九五一)</p> <p>仁安二(一一六七)</p> <p>延応元(一二三九)</p> <p>保延二(一一三六)</p> <p>承久三(一二二一)</p> <p>天福元(一二三三)</p> <p>建長元(一二四九)</p> <p>文治二(一一八六)</p> | <p>肥前国武雄五社四至実檢帳</p> <p>藤原太子解</p> <p>仁和寺御室令旨※</p> <p>肥前国藤原種時所領去状案</p> <p>關東哉許下知状※</p> <p>大宰府守護所下文※</p> <p>僧貞弁領知所々注進状※</p> <p>肥前国留守所下佐嘉郡司※</p> |
| <p>肥後</p> <p>益城上郷</p> <p>(益城下郷)</p> <p>益(城)東郡</p> <p>(益城西郡)</p> <p>路万西郷(木部保)</p> <p>(東郷)</p> <p>八代北郷</p> | <p>当麻・子安・加西・坂本・益城・麻部・富神・宅部</p> <p>桑原・上島・津守・酒井・波良・漆島・下井・三宅</p> <p>肥伊・高田・豊福・木行・小川</p> | <p>建久六(一一九五)</p> <p>建久六(一一九五)</p> <p>天養元(一一四四)</p> <p>天養元(一一四四)</p> <p>天養元(一一四四)</p> | <p>肥後甲佐社領立券文案※</p> <p>肥後甲佐社領立券文案※</p> <p>肥後国司解写</p> <p>肥後国司解写</p> <p>肥後国司解写</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>(八代南郷)</p> <p>(飽田郡) 鹿子木東庄</p> <p>山鹿南庄</p> <p>山鹿北郷</p> <p>(球磨郡) 東郷</p> | <p>官前・加幡・小垣・私部・栗北・天田・川内・水門・殖木</p> <p>・下田・市田・蛭養</p> <p>来民・笠入・温泉・小野・夜閑・朽納・津村・神西・紺緑</p> <p>・伊智</p> | <p>治承二(一一七八)</p> <p>文治二(一一八六)</p> <p>寛元二(一二四四)</p> | <p>藤崎宮々掌木行近田岳充券案</p> <p>醍醐寺文書目録</p> <p>肥後人吉莊中分南方注進状※</p> |
| <p>日向</p> <p>惣北郷</p> <p>鉄肥南郷</p> <p>鉄肥北郷</p> | | <p>文治三(一一八七)</p> <p>建久八(一一九七)</p> | <p>日向国留守所下文案</p> <p>重源願状※</p> |
| <p>大隅</p> <p>桑(原)西郷</p> <p>桑(原)東郷</p> <p>(始良郡) 加治水西郷</p> <p>加治水東郷</p> | <p>大原・大分・豊国・答西・稲積・廣田・桑替・仲川</p> <p>野裏・串伎・鹿屋・岐刀</p> | <p>治暦五(一〇六九)</p> <p>保延元(一一三五)</p> | <p>藤原頼光所領配分帳案</p> <p>薩摩国有里名社役支配状案</p> |
| <p>薩摩</p> <p>高城仲郷</p> <p>高城東郷</p> <p>日置南郷</p> <p>日置北郷</p> <p>桑西郷</p> | <p>合志・飽多・鬱木・宇土・新多・託万</p> <p>富多・納薩・合良</p> | <p>保延元(一一三五)</p> <p>文治三(一一八七)</p> | <p>院主下文</p> <p>平重澄寄進状案※</p> <p>薩摩国有里名社役支配状案</p> |

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 桑東郷 | 建久九(一一九八) | 大隅国御家人交名※ |
| 東郷 | 建久九(一一九八) | |
| 鉄肥南郷 | 建久九(一一九八) | 関東御教書案※ |

備考欄の※は、文治元(一一八五)〜建長五年(一一五三)相当の『鎌倉遺文』所収史料

右の整理による限り、地域的には全国的に広がっているが、史料の残存状態からみて、悉皆的なものではないことに十分留意しておく必要がある。補足的に一部『鎌倉遺文』所載の史料(文治元(一一八五)〜建長五年(一一五三))も拾ってあるが、各地域の状況に配慮しながら個々の事例について掘り下げるべきなのはいうまでもない。

同時代の政権の所在地の関係で、畿内近国及び相模国の比率は非常に高い。同じ畿内であっても、大和国には『倭名類聚抄』段階の「郡」を分割したと見られるものが多いのに対し、山城国・紀伊国では郷里制段階の「里」を分割したと見られるような地名が多い。恐らく規模も、前者に比較して後者は小規模なものが多いだろう。通称地名的なものと、帳簿上にも記載されるような具体性のある地名、といった程度の差異を反映している可能性がある。

なお、延久二(一〇七〇)の「興福寺大和国雑役免坪付帳」には、郡・郷よりも下の地名で分割されている事例が多数含まれており、それらは今日の「字」にまで連続してくるような性格のものである。政権の所在地に近接する大和国内で、藤原氏と縁の深い興福寺管轄下の荘園という特殊事情もあるのかもしれないが、さらなる分析の必要を感じさせる。

『倭名類聚抄』郡郷的な地名の残存の傾向が強いのは、畿内では大和国・河内国である。東山道地域では近江国であり、ほとんどの郡で方位型の分割が行われている。先進地域での例外的な事例になるだろう。少なくとも平安期ま

での段階でのその他の地域では散発的で、あっても『和名類聚抄』郡名以外の地名が分割される例が、それなりの頻度で含まれている。その段階での『倭名類聚抄』的な郡・郷名の定着（残存）状況が、端的に反映されているものと見られる。

また『倭名類聚抄』段階の本来の郡の大きさ（郷数）から言えば、必ずしも大きな郡が分割されているわけではないうで、実際に『倭名類聚抄』郡郷とは異なる地域名称も多数含まれている。しばしば普通するものに異なる漢字を充てるため、それをさらに東・西や上・下に細分することによって、本来の属性と全く異なる性格の地域に、大幅に変質してしまうことも予想される。そのような部分に留意して、「郡」段階の機械的分割について整理しなおしてみたのが次表である。「東・西」型・「南・北」型の分割は、地域の広がりの方角性を示している。そのようなわかりやすさからすると、同じ機械的な編成方式でも「上・下」型の分割は基準が様々である。「上・下」型と「上・下」型に細分できるが、後者に関しては前述のような特殊事例が集中（10）している。前者については、次のように分類できる。

① 地形（標高）の高低

② 川の上流・下流

③ 交通路上での「畿内」への遠近

この場合、「畿内」近国にあつては①・②が問題である。

表 機械的「郡」分割の方式と頻度

| | | | | |
|--|------|------|------|-----|
| | 東・西型 | 南・北型 | 上・下型 | その他 |
|--|------|------|------|-----|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-------------------|----------|----|-------|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----------|----|----------|
| 山城 | 大和 | 河内 | 和泉 | 摂津 | 伊賀 | 伊勢 | 志摩 | 尾張 | 三河 | 遠江 | 駿河 | 伊豆 | 甲斐 | 相模 | 武蔵 | 安房 | 上総 |
| | 十市・城下・平群 | 石川・丹比 | 和泉 | 武庫 | | 安濃 | | 春部・海部 | 幡豆 | 城飼 | | | 山梨 | | 埼玉・多摩・入間 | | 周准 |
| 宇智 | 葛上・広瀬・武市・山辺・城上・添上 | 交野・志紀・若江 | | 川辺・豊島 | | | | | | | | | | | | | 長柄・夷隅・武射 |
| 郡単位でない再編多し | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郡単位でない再編多し | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|------|----|----|----------------|-------------|----------|
| 丹後 | 丹波 | 佐渡 | 越後 | 越中 | 能登 | 加賀 | 越前 | 若狭 | 出羽 | 陸奥 | 下野 | 上野 | 信濃 | 美濃 | 近江 | 常陸 | 下総 |
| | 多紀 | | | | | | | 遠敷 | | | | 群馬 | 高井 | | 愛智・犬上・甲賀・浅井・神崎 | 新治・信太・那珂・久慈 | 印旛・葛師・壇生 |
| | | | | | | 江沼 | 丹生・坂井 | | | | | | | | 高島・坂田・野洲・栗太・志賀 | 筑波・茨城 | 匝瑳 |
| | | | | | | | | | | | 那須 | (群馬) | | | (愛智) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 郡単位でない再編多し | | |

| 但馬 | 因幡 | 伯耆 | 出雲 | 石見 | 隠岐 | 播磨 | 美作 | 備前 | 備中 | 備後 | 安芸 | 周防 | 長門 | 紀伊 | 淡路 | 阿波 | 讃岐 |
|----|----|----|----|----|----|------------|----|----|----|----|-------|----|-------|----|----|------------|----|
| | | 会見 | 島根 | | | 飾磨・揖保・加古 | 苫田 | | | | 佐波・高田 | | 厚狭・豊浦 | | | 名方 | 香川 |
| | | | | | | | 勝田 | | | | 安芸 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 郡単位でない再編多し | | | | | | | | | | 郡単位でない再編多し | |

| | | | | |
|----|---------------|----------|----|--|
| 伊予 | | | | |
| 土佐 | | | | |
| 筑前 | 夜須・糟屋・宗形・那珂 | 嘉麻 | | |
| 筑後 | | | | |
| 肥前 | (杵島・)松浦・高来・三根 | 杵島・基肆 | | |
| 肥後 | (益城)・詫磨 | 益城・八代・山鹿 | 益城 | |
| 豊前 | 中津 | | | |
| 豊後 | | | | |
| 日向 | | | | |
| 大隅 | 桑原 | | | |
| 薩摩 | | 日置 | | |
| 壱岐 | | | | |
| 対馬 | | | | |

※斜線はデータのないもの。傍線は実施時期の根拠があるもの

右の整理について、実際に平安時代以降に実施された「分割」とみられる事例もあり、整理の俎上によつた件数は少ない。平安期までの傾向と実施の頻度からいえば、「東・西」型の分割が一般的であつたとみられるが、地域の地勢によつて大和国や近江国のように「南・北」型の分割が卓越する地点もある。八世紀初頭段階と異なつて、上・下

型は方位の下に位置づけられる付属的な方法であった。

史料の残存状態にも関係するのだろうが、機械的分割自体が国の等級でいう「小国」ではほとんど見られず、少なくとも平安期では畿内近国（山城・大和・河内・和泉・摂津十近江・尾張・播磨）に集中していて、各地域に拡散する以前の状態であった。分割時期にそれなりに根拠のある地域（山梨郡・群馬郡・名方郡・夜須郡）についても、国府所在郡かそれに準ずる郡であり、その後変質を重ねながら全国的に展開してゆく先駆けといった形で理解できると思われる。

平安時代前期頃までに比較すると、史料の絶対数は増加するが、同時代性には問題があるという。「案」や「写」が増加し、「偽文書」（11）と称される一群の史料さえあるという。土地領有に関する個人や法人の新たな権利関係が発生したことによる。

上野国群馬郡の例では、「東郡上条・東郡下条・西郡上条・（西郡下条）」という二段階・四分割の形が想定される。地元では自明で煩雑であるため、右のように省略して記したと見られる。本来の表記は「群馬○郡△条」のような形になるであろう。従って、分割の事実の発生は史料の年代（長元三年）をやや遡及するものであったろう。条里制の施行を前提とするとの理解もある（12）が、実体の多様性に留意するとにわかには信じがたい。

所謂「条里制」の実施時期の問題はあるが、極端な山間地などで条里地割の実施と直結しない例も少なくなく、基本的な編成原理の違いを感じさせるものがある。これまでの整理と重複する部分も少なからずあるが、近接する時期の「―条」という実体について、『平安遺文』に掲載された例を地域順に整理してみると次表のようになる。

表 『平安遺文』に見える「(地名)条」

| 国名 | 「郡・郷」の名称 | 初出年 | 史料名 | 備考 |
|----------|-----------|-----------|--------------|----|
| 山城 | (綴喜郡)来栖野条 | 嘉承元(一一〇六) | 左弁官下東大寺 | |
| 大和 | (宇智郡)阿太条 | 永延三(九九九) | 太政官符大和国司 | |
| | (宇智郡)河南条 | 長元三(九八〇) | 柴山寺牒 | |
| | (武市郡)檜前条 | 康平元(一〇五八) | 竹林寺解案 | |
| | (葛上郡)巨勢西条 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 | |
| | (葛上郡)巨勢東条 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 | |
| | (宇智郡)郡条 | 長保六(一〇〇二) | 柴山寺牒 | |
| | (宇智郡)荒木条 | 康平元(一〇五八) | 竹林寺解案 | |
| | (宇智郡)荒木坂条 | 長久二(一〇四一) | 柴山寺牒 | |
| | (宇智郡)佐味条 | 天元三(九八〇) | 柴山寺牒 | |
| | (宇智郡)堤条 | 天元三(九八〇) | 柴山寺牒 | |
| | (宇智郡)真土条 | 天元三(九八〇) | 柴山寺牒 | |
| | (広瀬郡)真野条 | 寛弘三(一〇〇六) | 弘福寺牒 | |
| | (宇智郡)大岡条 | 康平元(一〇五八) | 竹林寺解案 | |
| | (宇智郡)長益条 | 延久二(一〇七〇) | 興福寺大和国雑役免坪付帳 | |
| (宇智郡)重坂条 | 天元三(九八〇) | 柴山寺牒 | | |

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>(宇智郡)野川条 (平群郡)竜田東条 平群郷東条</p> | <p>河内 交野南条 志紀南条 志紀北条 若江北条 (安宿郡)心条池原里 丹比西条郡天見宮 石川西条 石川東条</p> | <p>和泉 (大烏郡和田)上条</p> | <p>摂津 川辺南条 (豊島郡)中条 豊嶋北条 (嶋下郡)中条 (嶋上郡)東条 武庫東条</p> |
| <p>長久二(一〇四一) 延久二(一〇七〇) 保延三(一一三七)</p> | <p>延久四(一〇七二) 延久四(一〇七二) 延久四(一〇七二) 延久四(一〇七三) 承平七(九三七) 仁平二(一一五二) 寛治元(一〇八七) 天喜五(一〇五七)</p> | <p>健保二(一一一四) 仁安三(一一六八) 弘仁三(八一二) 建久六(一一九五) 寛治六(一〇九一) 長元二(一〇二九) 仁安三(一一六八)</p> | <p>仁安三(一一六八) 長元二(一〇二九) 寛治六(一〇九一) 建久六(一一九五) 弘仁三(八一二) 仁安三(一一六八)</p> |
| <p>栄山寺牒 興福寺大和国雑役免坪付帳 東大寺華嚴会床費免田注文案</p> | <p>太政官牒石清水本八幡宮護国寺 太政官牒石清水本八幡宮護国寺 太政官牒石清水本八幡宮護国寺 太政官牒石清水本八幡宮護国寺 志貴山寺資財帳写 口羅婆俱舍念誦略次第 河内国司庁宣案 竜泉寺氏人等解</p> | <p>大中臣助綱山野等寄進状案 沙弥盛僧私領相博状案 民部省符案 中原貞包田畠亮券 僧定尊田畠亮券 東大寺牒 沙弥盛僧私領相博状案</p> | <p>沙弥盛僧私領相博状案 東大寺牒 沙弥盛僧私領相博状案</p> |
| | <p style="text-align: center;">}</p> | <p>※</p> | <p>※</p> |

| | | | | | | |
|-----------|------------------------|-----------|----------------------|--------------------|--|----------------------|
| 常陸 | 下總 | 安房 | 三河 | 尾張 | 伊賀 | |
| (西郡)南条 | 匝瑳北条 南条庄 | (長狹郡)東条厨 | (吉良庄)西条 (碧海郡)志貴上条 | (愛智郡)東条 (中島郡)南条 | (伊賀郡)阿我条格 (伊賀郡)阿保条 (名張郡)河俣条 (名張郡)夏見条 (名張郡)佐久田条 (名張郡)矢川条 (名張郡)中村条 (名張郡)長屋条 | (川辺郡)来栖条 (若江)北条 |
| 康治二(一一四三) | 建久八(一一九七) | 建久三(一一九二) | 建長五(一二四四) | 嘉禎四(一二三八) | 仁安四(一一六九) | 天永元(一一一〇) |
| 太政官牒安樂寿陰 | 源義宗寄進状案 香取神宮遷宮用途注進状 | 伊勢大神宮神領注文 | 近衛家所領目錄 | 尾張国留守所下文案 阿願解 | 高乃末武畠地売券 伊賀国名張郡司丈部近国解案 伊賀国司庁宣 | 東大寺公文所勘状 大慈寺三蔵法師伝 |
| | ※ | ※ | ※ | ※ | | |

| | | | | |
|----|--|---|--|------------------|
| 信濃 | (中野郷)西条 東条庄 笠原牧南条 笠原牧北条 | 嘉暦元(一一二六) 文治二(一一八六) 文治二(一一八六) 文治二(一一八六) | 某下文 関東知行国乃貢未済莊々注文 関東知行国乃貢未済莊々注文 関東知行国乃貢未済莊々注文 | ※ |
| 上野 | (群馬)西上条 (群馬)東下条 (群馬)東(郡)上条 (群馬西郡)下条 | 長元二(一一〇二八) | 上野国交替実録帳 上野国交替実録帳 上野国交替実録帳 (参考) | |
| 越前 | 東条郡 (神原郡)舟江条 (頸城郡)上条 水原条 (沼垂郡)黒河条 政所条 | 保延五(一一三九) 寛喜元(一一二九) 寛元元(一一四三) 寛喜元(一一二九) 嘉祿四(一一三八) | 藤原周子寄進状 大見実景贖状 将軍藤原頼經政所下文 大見実景贖状 平氏尼贖状 | ※ ※ ※ ※ |
| 越後 | (船井郡)竹谷独条 (?)有方独条 (多紀郡)櫛本独条 | 康治二(一一四三) 天祿四(九七三) 長保四(一一〇三) 康平四(一一六一) | 太政官牒勸喜光院 東寺伝法供家牒 東寺伝法供家牒 丹波国大山庄四至并坪付 | |
| 丹波 | | | | |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 出雲 | (高根郡)西条 | 康治二(一一四三) | 太政官藤安樂寿院 |
| 播磨 | (神崎東郡)川述南条 (多可郡)東条郷 (賀東郡大部庄)南条 (揖保郡)東北条 平野南条 平野北条 印遼北条 | 保延六(一一四一) 康平二(一一〇五九) 建久三(一一九二) 建長元(一二四九) 建長元(一二四九) | 白河院庁下播磨国在庁官人等 東大寺領畠注進状 左弁官下播磨国宜旨案 法隆寺別当田地寄進状 播磨国留守所府姫道山称名寺写 |
| 備前 | (邑久郡)南北条 | 建久六(一一九五) | 官宜旨案 |
| 備後 | (世良郡)伊尾条 (桑原郷)宇賀条 御(三) 關南条 世良郡東条 (世良郡)西条 (世良郡)赤星条 (世良郡)他条 (世良郡)大江良条 (世良郡)中江良条 | 永万二(一一六六) 永万二(一一六六) 仁安四(一一六九) 永万二(一一六六) 永万二(一一六六) 永万二(一一六六) 永万二(一一六六) 永万二(一一六六) 永万二(一一六六) 永万二(一一六六) | 備後国大田荘立券文案 備後国留守所下世良東条 備後国留守所下御關南条 備後国留守所下世良東条 後白河院庁下備後国在庁官人等 備後国大田荘立券文案 備後国大田荘立券文案 備後国大田荘立券文案 備後国大田荘立券文案 備後国大田荘立券文案 |
| | | | ※ ※ ※ ※ ※ ※ |

| | | | | | |
|----|-----|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---|
| | | (世良郡)東条郡 (奴可郡)奴可東条 | 永万二(一一六六) 建長二(一一五〇) | 備後国大田荘立券文案 九条道家惣処分状 | |
| 安芸 | | (高田郡)西条 | 応徳二(一〇八五) | 安芸国高田郡司解 | |
| 長門 | | 豊(浦)西(郡)南条 | 文治四(一一八八) | 源有経解写 | ※ |
| 讃岐 | | 香(川)西条 香(川)東条 北条郡 | 康治二(一一四三) 康治二(一一四三) 天治元(一一二四) | 太政官藤安楽寿陰 太政官藤安楽寿陰 讃岐国白峯寺古瓦銘 | |
| 伊予 | | 周敷北条 | 嘉禎四(一一三八) | 六波羅御教書 | ※ |
| 土佐 | | (長岡郡)庁北条 | 宝治元(一一四七) | 小野景信寄進状 | ※ |
| 大隅 | 内取条 | | 文治三(一一八七) | 僧覚源田地売券案 | ※ |

備考欄の※は、文治元(一一八五)〜建長五年(一一五三)相当の『鎌倉道文』所収史料

平安期の「一条」についても、畿内近国の例が多数になるが、そうしたなかでは伊賀国と備前国とに顕著な偏りが認められる。史料の残存状態にもよるだろうが、現状では西海道・北陸道・南海道地域では僅少である。東山道の下野国以北になる陸奥国・出羽国、及び北陸道の越中国以北にも、ここまでの段階では見られない。こうした状況を勘案すると、前提となる何らかの要件が必要なようである。

さらに、史料の性格によって省略の程度に違いがあるが、基本的に郡名を伴う例は少なく、地域内部でのみ通用する性格の地名であった。地名に関わる固有名詞がある場合でも、郡段階以下の小地域であることが多いようである。

しばしば「庄」字と入れ替わる場合があることに見られるように、しばしば両者が通用されていた。

十世紀後半頃から、比較的長期間にわたって同一地域（大和国宇智郡・十市郡・広瀬郡）の実態を知りうるのが、柴山寺領の所在を示す一連の柴山寺関連文書（13）である。そのなかから注意される事例を抽出してみると、次のような例がある。

・宇智郡（養老三年・天平十一年、藤原武智麻呂施入）

阿陀郷鶴野村佐味条

河南三条

郡条

重坂条

賀美郷下堤村真土条

堤条

那賀郷河南三条五灰焼里北辺布師村

・十市郡（宝龜九年、藤原鮓子施入）

西郷西十六条五里七坪

・廣瀬郡（天平神護元年、藤原豊成施入）

他史料にも多く見られる「十市郡西（郷）十七条五里十一坪」などのように、数詞を含んで明らかに条里坪並を表

示するものもあるが、「(固有名詞)条」については、そのような事例と一線を画すものだろう。十一世紀前後の段階で、律令制的な行政区分と全く異なる「一郷・一村・一条」のような地域区分の上・下関係を示すが、関係者には周知の「一郷・一村」部分は、多くの場合省略されている。「一村」については、七世紀以降の各時代に亘って存続し続けていたと見られるが、公的記録からは抹消され続けていた(14)。

藤原武智麻呂が創建したと伝える栄山寺は、紀伊国境に近い宇智郡の紀ノ川右岸に立地する。当初山間地の伽藍周辺に、武智麻呂の墓所である山林と、僅かな田畠が附属していた。武智麻呂の没後、栄山寺の北側に改葬されたのを承けて、供養料の形で廣瀬郡・十市郡の条里地帯に寺領が形成された。従って、廣瀬郡・十市郡にあつては条里地割と地番とが対応関係にある。

しかし宇智郡の場合は、地割は未実施で地番のみの設定になっている。地表であれ埋没した遺構であれ、地割そのものと重ねて考えることは困難で、そのような実態が「(固有名詞||地名)条」であるように思われる。このことは、東国地域の条里制の施行の時期や、その徹底度に関して示唆するものがある。

大和国などを中心に見られるこうした微細な「(地名)条」に対し、河内国・摂津国などでは「(郡名)条」が見られる。こうした偏差は主に国単位で見られるが、同一国内でも一国を二分ないし三分する程度のやや大きな地域のまとまりに対応している。

さらに「一(郡・郷・村)一条」全般について、畿内以西にやや多いが、少なくとも西海道地域ではほとんど確認されない。他の異なった表記で代替されうる性格のものであったと思われる。一般的に「郡・郷・保」などと同列ないしは下位の国衙領の単位であると解される。省略の過程を見ることによつて、重視されていた実体が何かを知ることができると、時間差のなかで徐々に変質していった様子が見て取れる。

この点に関して、対象を東国地域に限定してみるとどうなるか。具体例の頻度が著しく低いこともあって、決定的なことは何も言えない状態であるが、ほとんど実施されていなかったらしいということと、地割遺構としての「条里」制の施行ともほとんど関係がなかったと言えるだろう。

特定地域の事例として、上野国片岡郡・群馬郡・那波郡に相当する榛名山東南麓の前橋台地上には、広域条里に見える条里型の土地区画が広い範囲に亘って残されていた。しかし、非常に細かな施行単位の集積の結果、広域条里の状態になっているのであり、比較的短期間に造成された統一的な「条里制」の遺構とは考えにくいことについては、別の機会に明らかにした(15)。改めて、近世以前の耕作不能な低湿地が広範囲に広がっていた関東平野(特に東半部)のイメージが想起される(16)。

小結

「廢置国郡」によって、上からの再編成が実施された段階に対して、地方行政の主導権が受領国司と在庁官人などの地域勢力の便宜のために実施された地域再編成は、概ね下からの動きに連動するものと理解できるだろう。群馬郡の「東・西」分割及び「上条・下条」という分割は、若干の時期差はあったかもしれないが、地域行政の基本単位であった「郡」の内容の変質を如実に物語っている。荘園公領制下の、徴税単位としての群馬郡の分割を示す「上野国交替実録帳」は、律令格式の拡大解釈的運用によってさえ維持できない事項を補うため、かつての地域支配に代替する便宜的措置が多数示されている。

上野国内だけに限っても、上野国府周辺及び鑛川流域を中心とする西部地域では、『倭名類聚抄』郷の伝統を引く徴税単位(国衙領)が多数残存する一方で、一郡単位を越えるような「新田荘」・「佐位(刈名)荘」等が成立して

くる東部地域では、『倭名類聚抄』郷名が早く消滅し、古代と中世との間の断絶が明瞭であるという(17)。上野国東部地域の荒廃は、浅間山の噴火にその主たる原因を求めることが可能かどうかは問題だろう。その荒廃は、噴火以前に既に発生していた可能性が高い。

その一方で、大間々扇状地を貫く形の「大道」と称する中世の交通路は、古代の東山道「駅路」を踏襲する部分があるという(18)。『延喜式』の等級でいう「中路」であった東山道「駅路」は、あくまで「大路」ではないので、現に「大道」と称するものは、恐らく東山道「駅路」を踏襲するものではない。オオミチという呼称自体が、その施設が、本来それ以前から存在した「阡・陌」であったことを直接的に示していると考ええる。

本来地域行政区分であり、支配の末端機構であった「郡」は、早くも平安期には単なる徴税機関に成り下がった。それぞれの上部構造の違いによって、大きくは「国衙領」と「荘園」とに分裂していった。方法としての機械的「分割」がそのような動きに拍車をかける形となった。その境界は、当初非常に曖昧な部分を含み、それまで潜在化していた地域の実体が改めて派生してくる。そのような活発な動きは、次の時代への個別人身把握のための下部構造としての機能を果たすようになっていった。

平安中以降の上野国の地域情勢に関しては、

- I 一郡単位の荘園の成立する地点(佐位郡・新田郡)
- II 一般的な荘園が林立する地点(勢多郡・山田郡・邑楽郡・利根郡・吾妻郡)
- III 国衙領が残存する地点(那波郡・群馬郡・片岡郡・碓氷郡・甘楽郡・多胡郡・緑野郡)

といった形で整理できる。旧利根川流路の東（Ⅰ）・西（Ⅲ）で傾向が異なる（19）。また、それぞれのグループのなかで山間地（ないし河川流域単位）と平野部とで細分できる。『倭名類聚抄』の郡郷域が判然としないのと同様に、ⅠとⅡの漸移地域、ⅡとⅢの漸移地域などが介在して複雑な様相を呈している。一郡単位の荘園は関東地方以北に多いとされる。少なくとも上野国ではそのような荘園が成立したような地点であっても、強力な地域勢力が胚胎して地域統合が達成されるということがなく、地域外の政治勢力の影響下で推移することになるのである。

なお、近世に「郡」は漠然とした地域呼称と化した。さらに近代には、方位が上にくる「郡」の分割の事例が多数見られ、内部が町・村に編成されて行政区分が錯綜し、「郡」の空洞化が決定的なものとなった。かつて王権の具体的地域支配の方法として機能した「郡」は、その命脈を断たれた形になったのである。

注

（1）佐藤宗諄「律令的地方支配機構の変質」（『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年所収）、関口明「律令郡制再編の意義」（佐伯有清編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年所収）。

（2）弥永貞三「志摩国ほか数国の国府の位置をめぐって」（『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年所収）。

（3）松岡久人「郷司の成立について」（『歴史学研究』二二五号、一九五八年）、村井康彦「公出挙制の変質過程」（『古代国家解体過程の研究』岩波書店、一九六五年所収）、戸田芳実「中世初期農業の一特質」（『日本領主制成立史の研究』岩波書店、一九六七年所収）、網野善彦「荘園公領制の形成と展開」（体系日本史叢書『土地制度史Ⅰ』山川出版社、一九七三年所収）、坂本賞三「郡郷制の改編と別名制の成立」（『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、

一九七二年所収)、同「郡郷制の改編」(『荘園制の成立と王朝国家』塙書房、一九八五年)、大山喬平「国衙領における領主制の形成」(『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年所収)、大石直正「中世の黎明」(『中世奥羽の世界』東京大学出版会、一九七八年所収)等参照。

(4) 荒木敏夫「『郡府』墨書小考」(『岡崎市史研究』一九八四年)。

(5) 義江彰夫「中世前期の国府」(『国立歴史民族博物館』八号、一九八五年)。

(6) 金田章裕「国府の形態と構造について」(国立歴史民俗博物館『研究報告』六三号、一九九五年)。

(7) 一一世紀の歴史を語る際には、前沢和之氏の「上野国交替実録帳」に関する一連の研究がある。

a 「『上野国交替実録帳』についての基礎的考察」(『群馬県史研究』四号、一九七六年)。

b 「『上野国交替実録帳』郡衙項についての覚書」(『群馬県史研究』七号、一九七八年)。

c 「『上野国交替実録帳』国分寺項について」(『群馬県立歴史博物館紀要』一号、一九八〇年)。

d 「『上野国交替実録帳』」(永島福太郎先生退職記念『日本歴史の構造と展開』山川出版社、一九八三年所収)。

e 「上野国分寺と『上野国交替実録帳』」(亀田隆之先生還暦記念『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年)。

f 「『上野国交替実録帳』に見る国と郡」(『ぐんま史料研究』七号、一九九六年)。

(8) 坂本賞三「郡郷制の改編と別名制の成立」(前掲注(3)書所収)。

(9) 村井康彦「公出挙制の変質過程」(前掲注(3)書所収)、川原秀夫「上野国交替実録帳にみる里倉負名」(『日本歴史』七四五号、二〇一〇年)。

(10) 坂上康俊「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」(『史学雑誌』九一卷九号、一九八二年)。

- (11) 拙稿「長田郡と足柄郡」(『史苑』、四六卷一号、一九八六年)。
- (12) たとえば横倉興一「上野国府周辺における条里遺構の問題点」(『条里制研究』二号、一九八八年)。
- (13) 戸田芳美「中世初期農業の一特質」(前掲注(3) 書所収)。
- (14) 小林昌二「『村』と村首・村長」(『日本古代の村落と農民支配』 塙書房、二〇〇〇年所収)。
- (15) 拙著『上毛野の古代農業景観』(岩田書院、二〇一二年)。
- (16) 中村太一「古代東国の水上交通」(関和彦編『古代東国の民衆と社会』 名著出版、一九九四年)、鈴木哲雄『中世関東の内海世界』(岩田書院、二〇〇五年)等。
- (17) 峰岸純夫「浅間山の噴火と荘園の成立」(『中世の東国』 東京大学出版会、一九八九年所収)、能登健・峰岸純夫編『よみがえる中世』5「浅間火山灰と中世の東国」(平凡社、一九八九年)等。
- (18) 一貫して上野国の中世史研究を推進・深化して来られた久保田順一氏の一連の研究のうち、本稿と関連する部分は『中世前期上野の地域社会』(岩田書院、二〇〇九年)に集成された。また、新田荘に関する最新の成果としては、大間々扇状地研究会編『共同研究 群馬県大間々扇状地の地域と景観』(二〇一一年)がある。
- (19) 前掲注久保田書参照。

成果と課題

近時の全国的な考古学的調査の結果や新たな「発見」などに加え、東アジア全体の動きから細部も考えるような、新たな視野の導入によって、日本の古代「国家」成立とその変容に関する印象は、数年前とは全く異なったものとなってきている。それらの出発点と位置づけられるだろう「邪馬台国」に関する新知見に基づいた各考察が、東アジア全体の歴史の流れのなかに改めて位置づけられ、ダイナミックに変化しつつあるのを強く感じる。

理科学的分析方法の発達により、弥生時代・古墳時代といわれる文化史上の区分の絶対年代が遡及し始めて以降、原始・古代に関する全体史が暦年代の上でも繰り上がり、「古墳」の概念そのものも変化することによって、「縄文」と「弥生」、「弥生」と「古墳」といった各時代相が、必ずしも截然とは説明できない状況になってきた。地域によって、対外関係の強弱によって、大きな偏差が生じていることも判明してきたのである。

「弥生」時代開始の指標のひとつとなる「水田」技術の受容も、全国一斉になされたわけではなく、条件の合致した地点が先行する形で広がっていった。それに付随する技術や用具は、専制的な権力者にとっては、「威信財」として独占したいと考える魅力的なアイテムであったろう。

その受容に当たって、特に太平洋側と日本海側に大きな差異があったというのは、その後の古代の地域勢力の実力に関して示唆するものがある。近時の理解では、後者が先行する形で本州北端にまで到達した後、南北両方向から太平洋側の地域へと拡散していったというのである。これらのことは、これまで説明されてきているような、単純な自

然条件や「縄文的豊かさ」の残存といった要素だけでは説明しきれないだろう。九州地方北部・出雲・丹後半島・能登半島とい^{*}日本海側の各地点の実力は、今日の地域のイメージとは大きくかけ離れたものであった。

当面問題にしたい「東国」地域に関しては、人や文物等の西からの移動に当たって、中部山岳地帯が大きな障壁となったと考えられる。それでも新たな文化の内容は、政治的な圧力の後押しもあつてか、各河川の谷筋を辿って粘り強く浸透し、内陸部へも伝わり続けた。但しそのスピードは、高々度の陸路で構成される後の「東山道」地域にあつては、海路の利用可能な海浜部の各地域よりも必然的に遅くなった。伝統的な文化への固執といった要素よりも、自然災害などによる荒廃（↓人口減少）、同時期の技術水準に適應しない峻険な地形環境などが、その前提にあつたと考えられる。

当時最も一般的な交通手段として舟運があつたことは、この周辺の前期古墳の埋葬主体部を中心に「舟」型の棺廓が多く採用されていることによつて象徴されている。同様に理解できるとすれば、「長持」型の棺廓は陸上交通の整備にかかる「輿」を象徴する可能性があり、「家」型の棺廓については「移動」自体を必要としない「定住」（≡權威の確定）を象徴している可能性があるのではなからうか。

海浜・河川に並行する形で整備された「陸路」という観点からすれば、その接続順序は今日の想定とはかなり異なるものであつたらう。後の「畿内」地域を中心に放射状に広がる交通路というのは、古代的な政治権力の所在を前提とした「最終」的な形態に近いものである。そのような形でさえも、政治的・文化的な磁場（都城・宮都等）の変動によつて、常に改廃される性格のものであつた。地勢に逆行した人工物ほど、その傾向は強かつたのではないか。各種の地域行政区分（道・国・郡・郷・里など）もこれに準じるものであつたと考える。

日本で最大の関東平野は、俯瞰的・巨視的には平坦だが、同一地表に立つた場合、同時期の技術で克服不可能な起

伏が多く存在した。中心河川のひとつである利根川と、その支流である各河川も、各地点で統御可能なレベルを越えていた。しかし、長期に亘り繰り返し働きかけることによって、人為的・自然的改変が発生し、徐々に利用可能な部分が増加した。

それらの人々は、利用可能な場所が増えると定住し、人口が増えると新たな可耕地を求めて分村していった。そして定住の証として根本の地から自分たちの神を勧請した。その神の内容に関わる神社からすれば、それらの集団の第一波は、ヤマト盆地南西部の葛城カモ氏の集団であった可能性が高く、第二波としてヤマト盆地東南部のミワ氏の集団であったとみられる。それらに被るかやや後続するのがヤマト盆地北東の物部（石上）氏の集団であった。そして、中央での勢力争いの結果、それらを篡奪したのがソガ氏であった。これらの氏族は、八世紀段階の上毛野地域では地点によっては雑居状態になっていた。

右の動きの結果、「点から線」・「線から面」という形で「耕地」とその前提となる「区画」が整備されてゆくことになった。絶え間ない技術の向上や用具の改良によって、可耕地が相対的に増加すると、当初から物質的な面での潜在能力の高かった関東平野全般の、全国的な地位は向上することになった。

前代に主導権を把握した「畿内」の勢力によって最初に注目されたのは、「毛野」地域の中心部を流れる渡良瀬川流域の平坦地であり、そこでの開発実績を起点に、周辺各地域の開発と分割的統治とが開始された。それは、最終的には「太田天神山古墳」の被葬者を推戴する集団によって達成されたのであり、「毛野」の中心地点に「畿内」と直結する巨大な墳墓が造営されることになったのである。それは、地域統合の記念物というよりも、分割的統治の目印といった性格を持っていた。以下の中小古墳の多くも同様に、生前に造営した付属の工作物（水路・耕地等）との関係を主張するものであった。

但し、こうした集団が必ずしも血縁的に地域に蔓延していったようには見えない。首長墓系列を示すような大型の前方後円墳の集中地点は「太田天神山古墳」の至近の地点にはない。そのような事例は、地域に根ざすという意味で「上毛野・下毛野」の広がりの中の各地に分散しているし、ましてや何世代にも亘って首長墓系列としての前方後円墳を造営し続けられた地域の首長となると、さらに限られたものとなっているのである。

関東平野を北上した勢力の次の段階の作業は、「毛野」と「那須」の分割であり、この際には陸奥南部も視野に捉えられた。この要素は、律令制導入段階では再統合されて「下毛野」となった。また、南下した勢力は東南方に展開し、常総台地の分割統治を行うことになったが、内海や谷戸によって複雑な樹枝状に開析された台地は、多数の「国造」の設置として結実し、その支配領域を錯綜させた。

西進した勢力は、最初に旧利根川である前橋低地帯の存在を意識した分割統治を試み、その後に各河川単位程度の地形で成り立つ小地域へと分散していった。各地の中心に設置されたミヤケによって、分割された諸要素が改めて組み替えられ、国際仕様の「国家」の構成要素として再統合された。この勢力の最大の誤算は、中部地方の高地に阻まれて開発余地に制約があったことであり、そこで何度も火山災害に見舞われたことであろう。地点的にはやや後退した赤城山南麓地域などの、やや条件に恵まれない地域の開発や、山間部に分け入って鉱物資源・馬匹生産などに従事することになった。

東京湾岸を遡及して、渡良瀬川流域から始まった開発と、海浜部を遡上し常総台地や武蔵野台地を横断する形で始まった開発とが再会し、関東平野の中央付近での再統合が最終的に終了したのを象徴するのが、八世紀中葉の武蔵国の東山道から東海道への所属変更であった可能性がある。様々な不確定要素に阻害されたその達成は、ヤマト政権の当初の目論みからすれば、決して早い時期のものであるとは言えない性格のものだった。漠然とした不安に対す

る慎重な「分割」と「統合」とが繰り返された結果だったのである。

中央から派遣された各種「技術者」（渡来人を含む）を擁した各地のミヤケは、六、七世紀を通じて機能した結果、特に上毛野地域では甚大な被害をもたらした、六世紀前後の二度にわたる榛名山二ツ岳の火山災害から、順調に回復することができた。それを象徴するできごとが、最大の被災地域である「車評」に「上（毛）野国府」が設置されたことである。七世紀中葉以降、各地のミヤケが機械的に廃止され、各地の有力者（国造・県主等）で中央政府に親和的な勢力は、「郡司」に任命されて既得権を安堵された。

七世紀中葉段階の、この一連の政治的動き（いわゆる「大化改新」）のなかで、本来の「毛野」の中心地に近く優勢な「入（新）田評」や、直近の火山災害の埒外で勢力逋滅のなかった「甘良評」などの有力な地域勢力は分断され、中央に対する服従と妥協とを余儀なくされた。各地に「郡家」が建設され、それらを連結して交通路（伝路）が整備された。それらのうちで最も便宜のあつた路線が、国家によって「駅路」として認証され、確定した路線には一定距離毎に「駅家」が建設されて、緊急事態に備えることになった。これまでの漠然とした支配領域は、各種の道路・水路・耕地等の設定とともに区画として測量され、面（収量）として計量され、地点として把握されるようになっていった。

但し、八世紀前半までは「都城」も度々変遷し、各地で「国・郡」を中心とした地域再編成（「廢置国郡」）もなお進行していたので、大規模な計画道路として建設された「駅路」も、しばしば改廃を余儀なくされた。それ以上に、当初の予定をはるかに上回る維持管理の経費は、早期に巨道路路網の維持を放棄させるに十分な事由となっていた。この点に関しては、「政治的路線」と「実際の路線」とについて、峻別される必要があるだろう。

比較的平坦で、利用可能な河川水にも恵まれていた「車評→群馬郡」を中心とした上野国中心部の平野地各郡は、

その後も徐々に安定的耕地を整備・拡大（仟陌・条里型区画の設置）していった。その結果、律令制導入段階では「上国」であった等級が、「大国」と格付けされることになり、同じ東国地域に属する上総国・常陸国と並んで「親王任国」に指定されるようになったのである。

その一方で、七世紀段階から地域編成の核として、税の優遇措置の見返り（「楽遷」）に、東国地域の優良農民（Ⅱ地方豪族）を東北地方各地へと計画的に移住させていた。そのことは、しばしば東北地方の地域勢力の既得権と抵触し、結果として絶え間ない紛争が発生することになった。移民の内容は時期による変遷が認められる。逆に八世紀後半段階には、東北地方（Ⅱ化外）の紛争の軽減や「教化」の意味から、政治的に「俘囚」と位置づけられた人々の、「化内」各地へ「移住」が敢行された。その範囲は全国的なものだが、特に隣接する東国地域については、多人数の收容を求められ、「俘囚」の居住を割り振られた郡もあった。このことは、居住地を指定された「俘囚」の人々にも不幸であったが、「東国」地域の治安維持という点では問題が多く、東日本全体として律令制的支配を揺るがすような自体を生起した。

右の双方向の人の「移住」は、中央の思惑を超えて、「東北・東国」の両地域の社会的組成を不安定なものとし、治安状態も一時的に悪化した。「東国」地域では、一〇世紀段階の平将門や十一世紀段階の平忠常らに見られるように、何が起こっても不思議ではない不安定な状態が続いたが、その根本的な原因の一つには、七世紀以前からの伝統的な地域組成をご破算にした「東北↑↓東国」地域間の人の政策的「移住」があった。

「太守」としての親王や受領国司など、各種のツテを通じて中央の権威と結びつこうとする地域勢力は、独自の成長を遂げることはなく、既存で様々な契機の下向貴族を推戴することで代替した。清和源氏の血脈で、足利氏Ⅱ下野国・新田氏Ⅱ上野国という形で住み分けがなされるが、それぞれの地で一郡単位の荘園を成立させた。また、婚姻

によって国内各地に与党を形成したが、それら相互の結びつきは緩やかなものだった。

そのような動向や、戦国期に有力な戦国大名を生成させ得なかったことなどを参考にすると、地域的な体質として「上毛野氏・下毛野氏」といった古代氏族の性格も、圧倒的とか永続的といったものとは遠い存在だったのでなかったかと思われる。中央で隆盛するようなことがあったとすれば、なおさら地域での影響力の行使という点では印象の薄いものとなったのではなからうか。

「上毛野氏・下毛野氏」の「始祖」と位置づけられる「ヒコサシマ（彦狭島）」や「ミモロワケ（御諸別）」に相当する人物が、実在したのかどうかは史料の限界を超えるが、時期差があつて細かな事情は異なるにしても、清和源氏の後裔たる新田氏の「下向」の事例は参考になる。少なくとも、一部教養人のなかには上毛野氏の物語に由来する「過去」をなぞる意識を持った人物もいたのではないか。赤城神社の祭神が「豊城入彦命」であつたり、彦狭島命や御諸別命の陵墓と伝承する古墳が一・二に留まらないのは、その意識が遡及する時期の所産であつた可能性を示唆している。畿内の大王墓を全くコピーした太田天神山古墳・伊勢崎御富士山古墳の在り方は、遠く隔たった時代を超えて、歴史が繰り返されていた可能性を示すと考える。

政権の中心が「畿内」にあつた古代に限らず、各時代に亘つて「東国」地域に期待された役割があつた。しかし、その概念や物理的な範囲は、それぞれの時代に固定化されていたわけではない。現代と異なつて、把握はされていても使用されていない土地、使用できない場所が広がっていた。そのような場所が広げれば広いだけ、先発する段階での不振が深刻であればあるだけ、次の段階での大きな発展が約束されていた部分がある。古代の「東国」地域の意義は、そのように相対的なものであつたと考える。